

会報 全住協

2018
6月



宅地建物取引士法定講習のご案内

当協会では、宅地建物取引士法定講習を下記の要領で実施いたします。

1. **講習日** 平成30年7月25日(水)

詳細は各都県の以下の窓口にお問合せください。

2. **講習時間** 9:45(受付)~17:50

3. 受講対象者

東京都、埼玉・千葉・神奈川・静岡の各県に登録済みで、新たに取引士証の交付を希望する方及び有効期限が平成30年7月25日~平成31年1月24日までの取引士証をお持ちで更新を希望する方。

※有効期限の6か月前から受講できます。

※定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

- ・東京都都市整備局住宅政策推進部
不動産課免許係：03-5320-5063
- ・埼玉県都市整備部建築安全課
宅建業免許担当：048-830-5492
- ・千葉県県土整備部建設・不動産課
不動産業班：043-223-3238
- ・(公社)神奈川県宅地建物取引業協会
：045-633-3036
- ・静岡県暮らし・環境部建築住宅局
住まいづくり課宅地建物班
：054-221-3072

4. 申込み方法

(1) 来所による受付

①受付時間 9:30~17:00

(12:00~13:00除く、土・日・祝日は休み。)

(2) その他

①会社の宅建免許番号を控えてきてください。

②取引士資格を登録した時から現在までに、住所・氏名・本籍・勤務先に変更のある方は、申込み前に登録した各都県に変更届を提出してください。

5. 申込み先・問合せ等

(一社)全国住宅産業協会 事務局

住所 千代田区麹町5-3 麹町中田ビル8階

TEL 03-3511-0611

詳細はホームページの案内を参照ください。

6. 講習会場

連合会館

(JR御茶ノ水駅聖橋口下車徒歩5分)

住所 千代田区神田駿河台3-2-11

TEL 03-3253-1771

目次

- ・宅地建物取引士法定講習のご案内…………… 1
- ・特保住宅(戸建住宅)検査員研修兼制度
説明会のご案内…………… 2
- ・【フラット35】で最も金利を引下げる
【フラット35】リノベを制度拡充…………… 3
- ・平成30年度宅地建物取引士資格試験
について…………… 4
- ・住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等
に関する研究会とりまとめ概要…………… 5
- ・国土交通省周知依頼…………… 7
- ・協会だより…………… 8

特保住宅（戸建住宅）検査員研修 兼制度説明会のご案内

当協会は国土交通大臣から住宅瑕疵担保履行法に基づく「住宅瑕疵担保責任保険法人」として指定を受けた住宅保証機構(株)、(株)住宅あんしん保証、(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジューメン及びハウスプラス住宅保証(株)の定める一定の要件を満たした「特定団体」として認定されているため、会員等が販売又は建設する新築住宅に対しては、保険料等の軽減及び特保住宅検査員による自主検査実施の特例が適用されます。

1. 受講対象者

- (1)特保住宅検査員として、新規に登録を希望される方
- (2)特保住宅検査員の有効期限が平成30年10月31日までの更新登録を希望される方
- (3)特保住宅担当者等で、受講を希望される方（登録なし）

※受講者は住宅保証機構(株)、(株)住宅あんしん保証、(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジューメン及びハウスプラス住宅保証(株)の特保住宅検査員として登録します。（受講者の所持資格等により、登録できない保険法人もあります）

2. 研修内容

- (1)住宅瑕疵担保履行法の概要について
- (2)特保住宅設計施工基準について
- (3)住宅瑕疵担保責任保険制度における現場検査等について
- (4)事故事例とその抑制対策について

3. 特保住宅の優遇措置等

- (1)保険料、現場検査手数料等が割引となります。
- (2)特保住宅検査員による自主検査が可能となります。

4. 受講料等

受講料無料。特保住宅検査員として登録希望の方は、登録料5,400円（3年間有効）が必要となります。後日発行する請求書に基づき、お支払ください。

5. 開催日等

- (1)会場一覧からご都合の良い会場を選択してください。研修会場は、全住協HP会員専用ページよりご確認ください。

会場一覧

| | 開催地 | 開催日 | 会場 | 定員 |
|---|-----|---------|-----------|----|
| ① | 東京1 | 6/26(火) | 弘済会館 | 50 |
| ② | 福岡 | 7/6(金) | 八重洲博多ビル | 30 |
| ③ | 名古屋 | 7/20(金) | 中日パレス | 24 |
| ④ | 仙台 | 8/3(金) | 宮城県建設産業会館 | 20 |
| ⑤ | 長野 | 9/7(金) | JA長野県ビル | 20 |
| ⑥ | 大阪 | 9/21(金) | 関住協会議室 | 20 |
| ⑦ | 東京2 | 10/2(火) | 当協会会議室 | 15 |

※12:30から受付開始、13:00～17:00にて研修を行います。

※各会場とも定員に達し次第締め切ります。

6. 申込み先・問合せ先

(一社)全国住宅産業協会 事務局
TEL 03-3511-0611

特保住宅検査員の登録資格や自主検査可能な範囲、申込方法等の詳細は下記ホームページにてご確認ください。

[URL] <http://www.zenjukyjo.jp/member/index.php?type=tokuho>

【フラット35】リノベ制度拡充

【フラット35】で最も金利を引下げる

【フラット35】リノベを制度拡充

(独) 住宅金融支援機構

住宅金融支援機構では、既存住宅の質の向上や流通を促進するための金融面の支援に取り組んでおり、既存住宅の取得に係る【フラット35】として、リフォームの有無や内容等に応じて、いくつかの種類の融資商品を展開しています。

その中でも【フラット35】リノベという商品においては、一定の性能向上リフォームを行うこと等を条件に、【フラット35】の商品の中で最大の年0.5%の金利引下げを行っています。リフォームの内容に応じて、通常の【フラット35】の金利から当初10年間金利を引下げる金利Aプラン、当初5年間金利を引下げる金利Bプランがあります(図1)。

図1 【フラット35】リノベの「性能向上リフォーム」の技術基準の内容

下表の各項目のうち、いずれか1つ以上の技術基準に適合させる性能向上リフォームを行うこと。

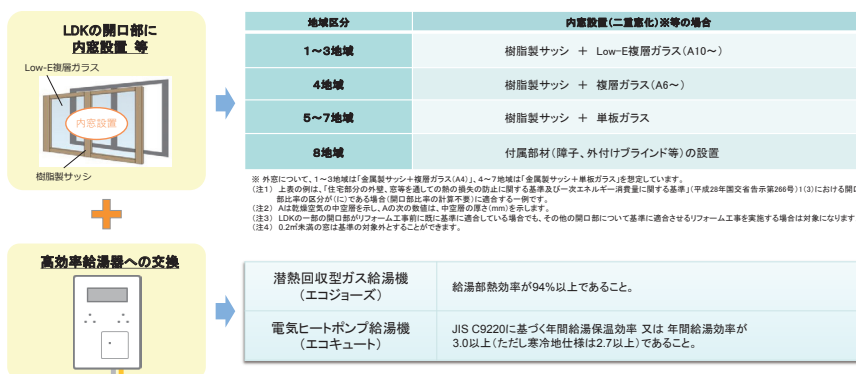
| 金利引下げプラン | 省エネルギー性 | 耐震性 | バリアフリー性 | 耐久性・可変性 |
|-------------------------|---|--|---|---|
| 【フラット35】リノベ (金利Aプラン) | <ul style="list-style-type: none"> ●認定低炭素住宅 ●一次エネルギー消費量等級5 ●性能向上計画認定住宅 | <ul style="list-style-type: none"> ●耐震等級3 | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等配慮対策等級4 (共同住宅の専用部分は等級3でも可) | <ul style="list-style-type: none"> ●長期優良住宅 |
| 【フラット35】リノベ (金利Bプラン) | <ul style="list-style-type: none"> ●断熱等性能等級4 ●一次エネルギー消費量等級4 <p>「省エネルギー性に係る新たな技術基準」を追加</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●耐震等級2 ●免震建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等配慮対策等級3 | <ul style="list-style-type: none"> ●劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2 (共同住宅等は、一定の更新対策(躯体天井高の確保(2.5m以上)および開取り変更の障害となる壁または柱がないこと)が必要) |

本年4月からは、性能向上リフォームの内容のうち、省エネルギー性(金利Bプラン)に係る技術基準を拡充しています。一定の仕様を満たせば【フラット35】リノベの省エネルギー性(金利Bプラン)をご利用いただけるようになりました。

具体的には、住宅のLDK部分の開口部に一定の性能の内窓を設置するほか、給湯設備等を1種類高効率設備に交換すればよいため、工事の箇所や内容があらかじめ具体的に特定できます(図2)。速やかな対応を求められる既存住宅の流通過程においても、従来に比べご利用いただきやすくなりました。

ご利用には他の条件等もありますので、詳しくは住宅金融支援機構ホームページ(<https://www.flat35.com/index.html>)でご確認ください。

図2 【フラット35】リノベ(金利Bプラン)の対象となる性能向上リフォーム(省エネルギー性)の例(マンションの場合)



平成30年度宅地建物取引士資格試験について

(一財)不動産適正取引推進機構

1. 試験案内

郵送申込みの場合は試験案内を入手してください。配布場所は、ホームページ(<http://www.retio.or.jp/>)に掲載します。

配布期間は、平成30年7月2日(月)から7月31日(火)までです。

(インターネット申込みの場合は、当ホームページに試験案内を平成30年7月2日(月)から掲載します。)

2. 申込み方法

インターネット申込み

平成30年7月2日(月)9:30～

7月17日(火)21:59まで

※インターネット申込みは24時間利用可能です。また複数の試験会場がある都道府県の場合は申込み時に試験会場を選択することができます(先着順)。

郵送申込み

平成30年7月2日(月)から7月31日(火)まで

※都道府県によっては、希望試験会場を選択することができる場合がありますが、郵便到着順の会場指定となりますので、ご希

望に添えない場合もあります。

※簡易書留郵便で送付されたもので、消印が上記期間中のもののみ受け付けます。それ以外のものは受け付けません。

3. 受験手数料

7,000円

4. 試験日時

平成30年10月21日(日)

13:00～15:00まで(2時間)

※ただし、登録講習修了者は、13:10～15:00まで(1時間50分)。

当日は、12時30分から受験に際しての注意事項を説明しますので、それまでに自席に着席してください。

※試験時間中の途中退出はできません。途中退出された方は棄権又は不正受験とみなし、採点しません。

5. 合格発表

平成30年12月5日(水)

トピックス

世界不動産連盟ドバイ世界総会に 神山会長ほか参加

4月27日(金)から5月2日(水)までの6日間にわたり、アラブ首長国連邦のドバイにおいて世界不動産連盟2018年世界総会が開催された。「HAPPY CITIES」をメインテーマとして世界各国・地域から約700名、日本支部からは39名、そのうち当協会からは神山会長を始め18名が参加した。

現地では、大会への出席ほか、ドバイ市内や首都アブダビなどの視察も行われた。



住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会とりまとめ概要

国土交通省は「住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会 とりまとめ概要」を公表しました。

1. 建築物省エネ法の施行状況

(1) 省エネ適判制度

大規模(延べ面積2000㎡以上)の建築物の新築等を対象とする省エネ適判制度は、確認審査日数の推移が下表のとおりであるなど、これまでのところ省エネ適判に起因する混乱や確認審査の遅延等は発生しておらず、概ね円滑に施行されている。

(表1) 省エネ適判の対象となる大規模建築物に係る確認審査日数の推移

| 建築物省エネ法 施行前 | | | | 建築物省エネ法 施行後 | | |
|----------------|-----------|------------|-----------|----------------|-----------|------------|
| H28 6月 | H28 9月 | H28 12月 | H29 3月 | H29 6月 | H29 9月 | H29 12月 |
| 68日 | 67日 | 65日 | 68日 | 51日 | 62日 | 63日 |

【委員からの主な指摘等】

- ・省エネ適判の審査にあたり判断に迷った案件について、所管行政庁等が実際にどのような論拠でどのような判断を下したかについての情報を所管行政庁等や設計関係者等の間で共有し、手続きの更なる円滑化に繋げていくことが重要。

(2) 届出制度

省エネ適判対象以外の中規模(延べ面積300㎡以上2000㎡未満)以上の住宅・建築物の新築等を対象とする届出制度については、届出率は制度創設時より上昇傾向にあるものの、下表のとおり、特に中規模の住宅・建築物において未だ低い水準にとどまっている。

(表2) 平成27年度における届出率

| | 住宅 | 建築物 (住宅以外) |
|-----|-----|---------------|
| 大規模 | 82% | 97% |
| 中規模 | 66% | 77% |

【委員からの主な指摘等】

- ・届出率の向上に向け、制度の周知徹底を図るとともに所管行政庁における無届物件への督促等の取組を推進することや、所管行政庁の業務負担の軽減に向け、審査項目の合理化や申請書類の簡素化等の工夫を行うことが必要。

(3) 表示制度

建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)については、戸建住宅を中心に実績件数が伸びている。

2. 住宅・建築物の省エネ性能に関する実態等

(1) 住宅・建築物の省エネ性能に関する実態

届出結果やアンケート結果より、平成27年度時点の住宅・建築物それぞれの規模別の省エネ基準等への適合率を算定したところ、下表のとおりとなった。

(表3) 平成27年度における省エネ基準への適合率

| | 大規模 | 中規模 | 小規模 | | 全体 | |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 共同 | 戸建 | | |
| 住宅 | 36% | 44% | 51% | 46% | 53% | 46% |
| 建築物 (住宅以外) | 97% | 94% | 69% | | 93% | |

【委員からの主な指摘等】

- ・事務局による住宅・建築物の省エネ基準等への適合率に係る算定結果については、概ね実感と合っている。

住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会

(2)設計者等の省エネ計算等への対応の現状

【委員からの主な指摘等】

- ・業界団体が実施した調査等によると、小規模（延べ面積300㎡未満）の住宅・建築物の設計・施工を担う中小の工務店や設計者事務所等には省エネ基準や省エネ計算等に習熟していない設計者が相当程度存在している。

(3)消費者の住宅・建築物の省エネ性能向上等への理解の現状

【委員からの主な指摘等】

- ・住宅・建築物の省エネ性能向上のメリットが建築主や居住者等に十分に理解されていない。

3. 住宅・建築物の省エネ基準への適合率の向上等の課題等

【委員からの主な指摘等】

(省エネ基準適合義務に係る課題)

- ・省エネ基準の適合義務化の対象拡大にあたっては、省エネ基準への適合状況に加え、省エネ投資の費用対効果の低さやエネルギー消費量の住まい方への依存等の住宅の特性、生産・審査体制、建築主等の認識、伝統的構法や地域の文化への配慮等に係る課題に留意することが必要。

(省エネ基準・省エネ計算に係る課題)

- ・省エネ基準への適合の判断を容易なものとするための省エネ基準・省エネ計算の大幅な簡素化、共同住宅における住棟単位での省エネ基準の適用等が必要。

(省エネ性能向上等に係る普及啓発に係る課題)

- ・生産者の技術力向上のための講習会等の実施、断熱材等の適切な施工技術の普及、省エネ性能向上の必要性等に係る建築主等への普及啓発の推進等が必要。

(総合的な取組の推進等に係る課題)

- ・住宅・建築物全体の省エネ性能の底上げとより性能の高いグループの拡大及び性能向上の両面からの施策検討、省エネ性能に関する情報の建築主等への提供の徹底や省エネ性能に

応じた税財政・融資上の支援の重点化等の多様な手法によるマーケットメカニズムの活用等が必要。

(省エネ性能の情報提供に係る課題)

- ・消費者の意識の向上や適切な選択を促すための設計者から建築主等への省エネ性能の説明、健康性等を含めた総合的な表示制度の検討等が必要。

(高い省エネ性能を有する住宅・建築物の普及に係る課題)

- ・関係省庁の連携によるZEH等に対する支援策の充実、現行の省エネ計算の方法では評価できない新たな技術や設備機器等の評価手法の検討等が必要。

(既存ストック対策に係る課題)

- ・省エネ性能の低い既存ストックが数多く存在することを踏まえ、既存ストックの省エネ性能向上を促進することが必要。

4. 引き続き把握・検証すべき事項

【委員からの主な指摘等】

- ・今後の省エネ基準への適合率向上等に向けた取組に係る判断を的確に行うためにも、省エネ基準への適合率の最新状況や、地域や構造等の別での不適合物件の要因等について、把握・検証していくことが必要。

●国土交通省

(住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会 とりまとめの公表について)

[URL] http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000785.html



宅地建物取引業法第75条の2に基づく体系的な研修実施による宅地建物取引業従事者の資質向上について

標記の件につきまして、国土交通省関係部局から周知依頼がありました。

近年、不動産取引に関連する制度やサービスが専門化・高度化してきており、物件そのものに関する内容はもとより、不動産取引に関連する法令（民法、借地借家法等）、融資、インスペクション、リフォーム、瑕疵担保責任保険など、広範な情報を消費者に適切に提供することの重要性が高まってきている。

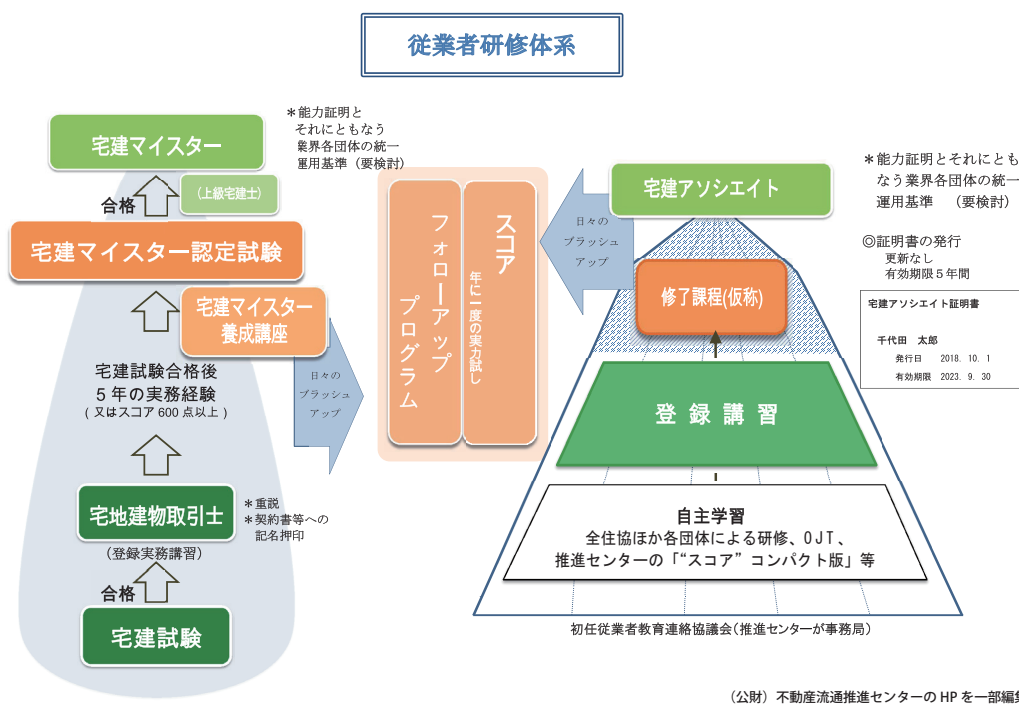
宅地建物取引士等の宅地建物取引業に従事する者が、その業務に必要な知識・能力を効果的かつ効率的に習得できるようにするためには、組織的に宅地建物取引業者に対する支援を行っている一定の者が、法令、金融等の不動産取引に関連する多様な分野に係る体系的な研修を実施することが有効であり、平成28年改正宅地建物取引業法において、体系的な研修の実施に係る努力義務規定（第75条の2）の創設が図られたところである（当該規定は平成29年4月1日より施行済）。

こうした中で、今般、（公財）不動産流通推進センターにおいて、新たに「宅建アソシエイト」事業（注）を実施することとなった。当該事業は、宅地建物取引士資格の未取得者を対象に、その資質・能力の向上を図りつつ、昨今の市場環境の変化に柔軟に対応できる人材を育成することを目的として実施されるものであり、改正宅地建物取引業法第75条の2の規定の趣旨を踏まえたものと考えられる。

（注）同事業の詳細については、不動産流通推進センター HPを参照されたい。

各事業者団体におかれては、当該「宅建アソシエイト」資格の活用など、改正宅地建物取引業法第75条の2の規定の趣旨を踏まえ、引き続き、宅地建物取引業従事者の資質向上が図られるようにご尽力いただくようお願いする。

併せて、本通知内容について傘下会員にも御周知いただくようお願いする。



協会だより

理事会・委員会開催状況

[理事会]

日 時 平成30年5月8日(火) 16:00~17:00
場 所 ホテルニューオータニ
議 事 会員の入会承認、平成29年度事業報告及び決算、定時総会及び懇親パーティー、優秀社員表彰の選定、副委員長等の追加等の審議、委員会活動報告を行った。

[総務委員会]

日 時 平成30年4月25日(水) 12:00~13:30
場 所 協会会議室
議 事 平成29年度事業報告骨子及び決算、定時総会の概要等の審議、全国交流会の概要、支部の廃止及び団体会員の

解散等について報告した。

[流通委員会]

日 時 平成30年5月15日(火) 12:00~14:00
場 所 弘済会館
議 事 「改正宅建業法の施行と取引における留意点について」の講演並びに安心R住宅制度への参加について審議を行った。

入会

正会員

会 社 名 株式会社FRESH ROOM
代 表 者 原 拓平
住 所 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-10-1
T E L 03-3851-6707



トピックス

現場作業者教育講習を開催

4月24日(火)主婦会館にて、標記講習会を開催した。

建築現場で労働災害が高止まりしている要因として、作業者の高齢化、新規入場者の安全教育の不足が挙げられており、事業主及び作業者一人一人が安全に対する意識を高めることが求められている。当日は、東京木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会長 中部邦昭氏、住建センター(株)代表取締役 川内一毅氏が講師を務めた。10~20代の参加者が半数以上を占め、講義に熱心に耳を傾けた。



人財開発定例勉強会(第2回)を開催

5月18日(金)当協会会議室にて、研修や総務等の業務を行う担当者向けの勉強会を開催した。

今回は「働き方改革」をメインテーマに、キャリアデザイン(働くこと・生きることの設計)やワークライフバランスについて、特定非営利活動法人キャリアサポート研究会理事長 田中義信氏が大学でのキャリア教育の現状等を中心に講演した。

また、不動産業界の労働環境や働き方改革の実例等を基に、意見交換を行った。その後、懇親会も行い親睦を深めた。



協会だより

F A X 03-3851-6708
事業内容 首都圏20か所以上でシェアハウスを管理運営。今後ホテル事業も手掛ける予定。

賛助会員

会社名 株式会社泰正
代表者 正木 崇司
住 所 〒104-0031 東京都中央区京橋2-4-12
T E L 03-3274-4811
F A X 03-3274-4832
事業内容 街づくりを幅広くサポート。造園・土木・解体を通じて50年以上の実績。



会社名 株式会社エルプラス
代表者 伊藤 昭彦
住 所 〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋1-37-8
T E L 03-6453-2825
F A X 03-6453-2827
事業内容 都市型分譲テラスハウスを中心に、首都圏で事業展開中。



会社名 株式会社
第一ヒューテック
代表者 古川 裕之
住 所 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-23
T E L 03-3359-8811
F A X 03-3353-0067
事業内容 マンション・事務所の新築及び既存建物改修工事等の施工を主業とする建設会社。



会社名 株式会社
ガイアフィールド
代表者 遠藤 陽一
住 所 〒213-0015 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷4-11-2



T E L 044-852-9588
F A X 044-854-7895
事業内容 スチールハウスの建築、マンション等の管理。都内・神奈川県で展開。

会社名 株式会社Re. make
代表者 上村 久美子
住 所 〒273-0044 千葉県船橋市行田3-2-13-101
T E L 047-407-1150
F A X 047-407-1150
事業内容 障害者・児における支援の充実と地域活性化を目指していく。



会社名 リマールエステート
株式会社
代表者 赤木 正幸
住 所 〒104-0061 東京都中央区銀座1-13-1 4階
T E L 03-6833-0518
F A X 03-6700-8493
事業内容 不動産売買仲介システム「キマール」の開発や不動産テックコンサルを展開。



会社名 在住ビジネス株式会社
代表者 木村 康次
住 所 〒108-0073 東京都港区三田3-3-8 サンフィールド11ビル B1階
T E L 03-5439-5253
F A X 03-3457-3131
事業内容 地盤業務のサポートとして貴社の地盤専門部署になります。



代表者変更

会社名 株式会社クレコ
新代表者 櫻井 日出男

会社名 株式会社グローブマネジメント
新代表者 富田 雅巳

協会だより

会社名 株式会社レオパレス・リーシング
新代表者 三浦 正純

会社名 株式会社ライフステージ
新代表者 寄 勝統

社名変更

旧社名 松本機工株式会社
新社名 オリロー株式会社

春の褒章

平成30年春の褒章の当協会関係の受章者は次のとおり。

【褒章】

◇長崎守利氏 黄綬褒章
宝交通(株)代表取締役
当協会理事
中京住宅産業協会理事長



業務日誌

| | |
|----------|--|
| 4月21日(土) | ・安倍晋三内閣総理大臣と桜を見る会に神山会長が出席。(新宿御苑) |
| 23日(月) | ・契約法務／コンプライアンス入門研修を開催。(連合会館) ・志帥会パーティーに神山会長が出席。(ホテルニューオータニ) |
| 24日(火) | ・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山副会長ほか出席。 (ホテルメトロポリタンエドモント) ・現場作業教育講習を開催。(主婦会館) |
| 25日(水) | ・総務委員会を開催。(協会会議室) |
| 27日(金) | ・世界不動産連盟ドバイ世界総会に神山会長ほか出席。 (～5月2日(水)、アラブ首長国連邦) |
| 5月8日(火) | ・理事会を開催。(ホテルニューオータニ) |
| 11日(金) | ・基礎実務研修会を開催。(日本教育会館) |
| 15日(火) | ・流通委員会を開催。(弘済会館) |
| 16日(水) | ・(一社)不動産協会懇親会に神山会長、牧山副会長が出席。(帝国ホテル東京) |
| 18日(金) | ・(公社)全日本不動産協会東京都本部・(公社)不動産保証協会東京都本部合同懇親会に神山会長、牧山副会長が出席。(ホテルグランドアーク半蔵門) ・人財開発定例勉強会(第2回)を開催。(協会会議室) |
| 23日(水) | ・宅地建物取引士法定講習を開催。(連合会館) |
| 24日(木) | ・北海道支部定時総会を開催。(札幌グランドホテル) |
| 29日(火) | ・関西支部定時総会を開催。(ホテルグランヴィア大阪) |
| 30日(水) | ・住宅金融支援機構との意見交換会を開催。(同機構会議室) |

会報 全住協 通巻63号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(平成30年6月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の17社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

| 会員名(順不同) | 取扱商品 |
|---------------------|---|
| ・(株)シーブリッジ | 不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用 |
| ・(株)トルネックス | エマージェンシーキット、エマージェンシーボディキット |
| ・アットホーム(株) | 名入れノベルティ防災セット |
| ・あいおいニッセイ同和損害保険(株) | 宅地建物取引業者向け賠償責任保険 |
| ・エース21グループ(株) | 全自動消火装置「ケスジャン」 |
| ・(株)一貫堂 | 住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer |
| ・日本ポリプロ(株) | 我が家の防災ファイル |
| ・(株)総合資格 | 建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座 |
| ・(株)ベーシック | ENJO(エンヨー)オリジナルセット |
| ・(株)東京リーガルマインド(LEC) | 各種講習、資格取得講座 |
| ・日本リビング保証(株) | 住宅設備の延長保証サービス「住設あんしんサポート」 |
| ・(株)リビテックス | 水まわり設備4点セット |
| ・(株)ダイテック | 不動産・住宅会社のための基幹業務サービス「分譲住宅クラウド」 |
| ・福島電力(株) | 収益の中から復興支援 ワンルームから対応の「新電力」 |
| ・プラチナ出版(株) | 宅建受験対策書籍 |

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格、(株)プライシングジャパン

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

| | | | |
|------------|-----------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 一般 社団法人 | 北海道住宅都市開発協会 〒060-0061 | 北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F | TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681 |
| 一般 社団法人 | 秋田県住宅地協 会 〒010-0951 | 秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F | TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301 |
| 一般 社団法人 | 東北住宅産業協会 〒981-3414 | 宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字吉町田24-5 | TEL.022-343-2021 FAX.022-343-2282 |
| 一般 社団法人 | 北信越住宅産業協会 〒388-8007 | 長野県長野市篠ノ井布施高田370-1 | TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551 |
| 一般 社団法人 | 富山県住宅地協 会 〒939-8084 | 富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F | TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033 |
| 一般 社団法人 | 北陸住宅地協 会 〒910-0023 | 福井県福井市順化1-21-19 | TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011 |
| 一般 社団法人 | 静岡県都市開 発協会 〒420-0852 | 静岡県静岡市葵区紺屋町11-6 | TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450 |
| 一般 社団法人 | 東海住宅産 業協会 〒460-0008 | 愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F | TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081 |
| 一般 社団法人 | 中京住宅産 業協会 〒456-0031 | 愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F | TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686 |
| 一般 社団法人 | 関西住宅産 業協会 〒541-0048 | 大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F | TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766 |
| 一般 社団法人 | 広島県住宅 産業協会 〒730-0011 | 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F | TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955 |
| 一般 社団法人 | 四国住宅地 協 会 〒760-0018 | 香川県高松市天神前9-5 | TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335 |
| 一般 社団法人 | 九州住宅産 業協会 〒812-0011 | 福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F | TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441 |
| 一般 社団法人 | 九州分譲住 宅協会 〒814-0022 | 福岡県福岡市早良区原5-14-22 | TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090 |
| 一般 社団法人 | 鹿児島県住 宅産業協会 〒890-0069 | 鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9 | TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122 |
| 一般 社団法人 | 沖縄住宅産 業協会 〒900-0032 | 沖縄県那覇市松山2-3-12 | TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410 |

支 部

| | | | |
|--------|-----------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 北海道支 部 | 〒063-0836 | 北海道札幌市西区発寒16条12-1-1 | TEL.011-664-8662 FAX.011-664-8662 |
| 関西支 部 | 〒541-0057 | 大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号 | TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550 |

特別会員

一般
社団法人 リノベーション住宅推進協議会 / 全国賃貸管理ビジネス協会 / 首都圏中高層住宅協会

本 部 事 務 局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyo.jp/>



一般
社団法人 全国住宅産業協会

